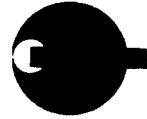


奈良県公報



第1626号

目次

ページ

○受胎調節実地指導員の指定	一	○特定非営利活動法人の設立の認証	五
○土地改良事業の施行同意	一	○開発行為に関する工事の完了	六
○右 同	二	○右 同	六
○保安林の指定の解除	二	○一般競争入札の実施	九
○保安林の指定をする予定である旨の通知	二	○一般競争入札の実施	九
○奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部改正	二	（選挙管理委員会告示）	五
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあつた政治団体の名称等	六
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあつた政治団体の名称等	六
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあつた政治団体の名称等	六
○毒物劇物取扱者試験の実施	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあつた政治団体の名称等	六
○クリーニング師試験の実施	四	○平成十六年十二月一日現在における県の議会の議員の選挙結果	六

告 示

奈良県告示第四百二十九号

母体保護法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年十二月十日

指定証番号	住 所	氏 名
四九九	北葛城郡上牧町松里園二丁目五番二〇号	木谷 康子

奈良県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十二月一日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十二月十日

協 議 者	事 業 名	地 区 名
	奈良県知事 柿 本 善 也	

数と四十万を超える数に六分の一
を乗じて得た数とを合算して得た
数

正誤

○平成十六年十一月二十六日付け奈良県公報第千六百二十二号正誤表

権を有する者の総数の三分の一の
数

葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（ため池整備）	當麻墓池地区
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（農道整備）	竹内地区
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（農道整備）	加守地区
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（農道整備）	大畠地区

奈良県告示第四百三十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十二月一日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十二月十日

協議者 奈良県告示第四百三十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林として指定された目的 （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林保全課及び三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）	事業名 奈良県知事 柿本善也	地区名 立川渡地区
西吉野村長 中垣 重信	水と農地活用促進事業（農道整備）	立川渡地区

奈良県告示第四百三十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。 平成十六年十二月十日	奈良県知事 柿本善也 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字大谷一八九、二二五の一（次の図に示す部分に限る。）、二三四、二三九から二四一 二 指定の目的 水源のかん養 三 指定施業要件 1 立木の伐採の方法 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）
奈良県告示第四百三十四号 奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程（平成十一年三月奈良県告示第六百七十一号）の一部を次のように改正する。 平成十六年十一月十日	

第二条中「総務部財政課」を「監査委員事務局」に改める。

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地
事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地
事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地
事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地
事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在地 事務所の所在地

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、
指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する 毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。	会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	事業者の名 称	事業者 の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地
平成十六年十一月十日	会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	事業者の名 称	事業者 の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地
奈良県知事 柿 本 善 也	会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	事業者の名 称	事業者 の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地
奈良県知事 柿 本 善 也	会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	事業者の名 称	事業者 の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地
奈良県知事 柿 本 善 也	会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	事業者の名 称	事業者 の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地	事業所の名 称	事業所 の所在 地

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指
定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月十日

会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	吉野郡大淀町下 渕二二二三	大淀町社会 福祉協議会	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三	居宅介護 業所	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三
会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	吉野郡大淀町下 渕二二二三	大淀町社会 福祉協議会	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三	居宅介護 業所	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三
会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	吉野郡大淀町下 渕二二二三	大淀町社会 福祉協議会	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三	居宅介護 業所	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三
会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	吉野郡大淀町下 渕二二二三	大淀町社会 福祉協議会	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三	居宅介護 業所	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三
会 社会福祉法 人大淀町社 会福祉協議 会	吉野郡大淀町下 渕二二二三	大淀町社会 福祉協議会	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三	居宅介護 業所	(変更前) 吉野郡大淀町 桧垣本二〇九	居宅介護 業所	(変更後) 吉野郡大淀町 下渕二二二三

平成十五
年五月九
日

一 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 日時 平成十七年二月八日（火）

午前十時から正午まで

2 場所 奈良市船橋町一〇番地

奈良県立大学

三 試験の方法及び試験科目

1 試験は、筆記試験及び実地試験とします。

2 筆記試験は、次の事項について行います。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法

施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）別表第一

に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一

二に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一

二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵方法その他取扱方法

3 実地試験は、次の事項について行います。

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲

げれる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲

げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第七条の規定によるクリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成十六年十二月十日

一 試験の日時及び場所

1 日時

学科試験 平成十七年二月十九日午前九時三十分から

実地試験 同日正午から

奈良県知事 柿本善也

二 提出書類

奈良理容美容専門学校（奈良市西木辻町五七一）

ただし、知事が特に必要と認める者については別に指定する場所

三 受験願書の提出期間、提出先等

1 提出期間 平成十七年一月十七日（月）から同月十九日（水）まで

2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部健康安全部薬務課

3 受験願書を郵送する場合は、平成十七年一月十九日（水）の消印のあるものに限り有効とします。

四 提出書類

1 受験願書（用紙は、奈良県福祉部健康安全部薬務課及び薬務課ホームページにおいて配布します。）

2 提出書類（用紙は、奈良県福祉部健康安全部生活衛生課、郡山保健所、葛城保健所、桜井保健所、吉野保健所、内吉野保健所及び奈良市保健所

五 提出方法

2 写真（名刺判で、出願前六箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影し、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚

六 受験手数料

一万五百円（奈良県収入証紙を受験願書にあり、消印しないでください。）

七 その他

1 合格者の発表は、合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、奈良県公報に登載し、別に合格者あて通知します。

2 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。

3 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があつた場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。

受験者が直接持参してください。

三 受験資格

法第七条第三項に規定する者

四 提出書類

1 受験願書

2 写真（写真票にはり付けて提出すること。）

3 3に該当する者であることを証明する書類

4 受験者の氏名が3に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）

5 受験手数料

6 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

7 合格発表

平成十七年三月八日前九時

合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示するとともに本人に通知します。

8 その他

この試験についての問い合わせは、奈良県福祉部健康安全局生活衛生課において受け付けます。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

三 代表者の氏名

谷相浩司

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町南郷二二五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における知的障害者に対して、食事提供などの生活援助に関する事業等を行い、知的障害者の自立生活の助長、障害者福祉の増進に寄与することを目指す。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公表します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十二月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年六月二十二日第七四一一五号

二 検査済証番号

平成十六年十一月四日第七四一一五一一号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二日第七四一一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二日第七四一一五一一号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵一五八七番地ノ一の一部、一五八八番地ノ一及び一五八八番地ノ三並びに生駒郡安堵町大字かしの木台一丁目一四番地ノ二三及び一四番地ノ二

四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市長田中二丁目三番地ノ一八

竹野株式会社 代表取締役 竹野敬司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町大字東安堵一五八八番地ノ三

一 申請のあつた年月日
平成十六年十一月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひなた

平成16年12月10日 金曜日

一 許可番号	平成十六年八月二十三日第七四一七三号
二 檢査済証番号	平成十六年十二月三日第六一四二号
公共施設に関する工事の検査済証	平成十六年十二月三日第三五二二号
三 開発区域に含まれる地域	葛城市木戸九二番地ノ一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	五條市田園二丁目二番地ノ一 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛
五 公共施設の種類、位置及び区域	道路 葛城市木戸九二番地ノ一の一部 下水道 葛城市木戸九二番地ノ一の一部
六 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。	なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。 平成十六年十二月十日
七 奈良県知事 柿本善也	一 競争入札に付する事項 1 工事名 信貴山幹線管渠第一号工事 2 工事場所 生駒郡三郷町勢野西から生駒郡三郷町勢野東まで 3 工事概要 下水道管渠工事延長一、三四四メートル 工法 シールド工法 仕上がり内径 四五〇ミリメートル 4 工事期間 四の八の奈良県議会の議決後約二十五箇月間 二 競争入札に参加する者に必要な資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は二以上の共同企業体の構成員となることはできません。 1 共同企業体構成員の出資比率は、三者の場合はいずれも二十%以上、四者の場合はいずれも十五%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。 2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。 (一) 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。 (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当する者でないこと。 (三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間ににおいて、奈良県建 大手重信

信貴山幹線管渠第一号工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、
公告します。
なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。
平成十六年十二月十日

奈良県知事 柿本善也

設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 奈良県内に建設業法第三条第一項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。

(五) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 全日本コンサルタント株式会社

所在地 大阪市浪速区湊町一の四の三八

(六) 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(七) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(八) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(九) 共同企業体の代表者にあっては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が一、一〇〇点以上であること。

共同企業体の構成員のうち一者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A一グレードである者であること。それ以外の構成員にあっては、代表者と同様の条件とする。

(十) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完工事高は、共同企業体の代表者にあっては予定価格の「二／三」以上、その他の構成員にあっては予定価

格の「一／構成員数」以上のものであること。

(1) 過去十年以内において国内で、代表者にあってはシールド工事の元請け実績を

その他の者にあってはシールド工事又は推進工事（管渠口径八百ミリメートル以上）の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあっては出資比率が二十%以上、その他の構成員にあっては出資比率十%以上の場合に限ります。

共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

3

（1） 代表者

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 過去十年以内に竣工したシールド工事の従事経験を有する者

ウ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

エ 入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

（2） 構成員

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 過去十年以内に竣工したシールド工事又は推進工事（管渠口径八百ミリメートル以上）の従事経験を有する者

ウ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

エ 入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

三 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

（一） 交付期間

平成十六年十二月十日（金）から同月二十二日（水）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

（二） 場所

奈良市登大路町三〇番地

(三) 費用 無償	2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
(一) 提出期間 平成十六年十二月二十一日及び同月二十二日の午前九時三十分から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)	(二) 提出場所 奈良市登大路町三〇番地 F会議室(奈良県庁北分庁舎二階)
(三) 提出部数 各一部	(四) 提出方法 持参に限ります。
(五) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。	3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 三の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。
(一) 日時 平成十七年一月十四日午前十時から午前十一時まで	(二) 場所 大和郡山市額田部南町一六〇番地 奈良県流域下水道センター
(三) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。	4 入札の無効 二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
4 入札の日時及び場所 入札の日時及び場所	5 契約書作成の要否 要します。
5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者	6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者

(一) 日時 平成十七年二月四日 午前十時	三の3の(2)に同じ。
(二) 場所	
4 入札に係る金額の記入方法	5 入札の手続において使用する言語及び通貨
入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。	
3 入札に係る金額の記入方法	6 その他
入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。	1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。	2 入札保証金及び契約保証金
入札は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。	3 入札者に要求される事項
(一) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。	(一) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札します。
(二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。	(二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
5 契約書作成の要否 要します。	4 入札の無効
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者	二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とします。
- 7 入札中止条件
- この入札手続執行途中で、入札参加資格者があると認められた者が三者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することができます。
- 8 本契約の成立
- この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。
- 9 予定価格及び調査基準価格の額
- (一) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- 一、一四一、六五九、七五〇円
- (二) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- 九〇四、一六五、五〇〇円
- (三) なお、上記(一)及び(二)については、仕様書にも記載しています。
- 10 手続における交渉の有無
- 無
- 11 その他
- 詳細は、入札説明書によります。
- 五 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
- 三の1の(2)に同じ。
- 県営水道公告**
- 北葛線河合上牧王寺工区滝川水管橋移設工事（土木）
- 次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第一百六十七条の五第二項及び第一百六十七条の六第一項の規定により公告します。
- 平成十六年十一月十日

奈良県知事 柿本善也

1 競争入札に付する工事の概要	工事名
2 工事場所	北葛線河合上牧王寺工区滝川水管橋移設工事（土木）
3 工事概要	移設管延長 七十五メートル（推進二四メートル、開削五一・一メートル） 既設管撤去 二〇・四メートル 不断水立坑二か所 推進立坑二か所
4 工事期間	約八か月間
二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。
1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。 2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。 3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。	1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。 2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。 3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。
4 奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループ又はA等級で、高田土木事務所管内に本店を有していること。	奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループ又はA等級で、高田土木事務所管内に本店を有していること。
5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における土木一式工事の平均完成工事高が、六千百万円以上であること。	建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における土木一式工事の平均完成工事高が、六千百万円以上であること。
6 過去十年以内に、国内での管渠の推進工法工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が10%以上の場合に限ります。また、過去十年以内の元請実績とは、平成六年四月一日以降の完成、引き渡しが完了した工事の元請実績を言います。	過去十年以内に、国内での管渠の推進工法工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が10%以上の場合に限ります。また、過去十年以内の元請実績とは、平成六年四月一日以降の完成、引き渡しが完了した工事の元請実績を言います。

平成16年12月10日 金曜日

7 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(二) 過去十年以内に管渠の推進工法工事の従事経験を有する者であること。過去十一年以内の工事とは、平成六年四月一日以降に完成、引き渡しが完了した工事を言います。

(三) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

8 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社ウエスコ

所在地 岡山市島田本町二一五ー三五

9 会社更生法（昭和二十七年法律第二百七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

10 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

11 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であつても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年十二月十日（金）から同月十七日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます）

なお、奈良県ホームページの公共工事等入札情報にも掲載しています。

(二) 場所

奈良市大森町五七一ー二奈良県奈良総合庁舎内 奈良県水道局総務課

大和郡山市満願寺町四四四一三 水道管理センター

桜井市初瀬三七〇一 桜井浄水場

御所市戸毛三六七一ー 御所浄水場

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年十二月二十日（月）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七一ー二奈良県奈良総合庁舎内 五階会議室A・B

申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

(五) なお、当日入札説明会を開催するとともに、設計図書等の閲覧をしていただきます。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認については、平成十六年十二月二十二日（水）に通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかつた者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月二十七日（月）にその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、同月二十八日（火）までに回答します。

4 その他

- (一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- (二) 提出された資料は、返却しません。
- 四 設計図書等の閲覧及び入札説明会
- 1 下記のとおり、設計図書等（契約書案、入札条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を閲覧いただき、入札説明会を開催します。
- (一) 日時
- 設計図書等の閲覧 平成十六年十二月二十日（月）午前十時から午後四時まで
- 入札説明会の開催 同日の午前十時、午前十一時、午後一時、午後二時及び午後三時から各三十分程度行います。
- (二) 場所
- 三の2の(二)に同じ。
- (三) その他
- 設計図書等の複写を希望する場合、その費用は、各自負担しなければなりません。
- 2 設計図書等について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり提出してください。
- (一) 日時
- 平成十六年十二月二十七日（月）午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）
- (二) 場所
- 奈良市大森町五七番地の一
奈良県水道局総務課
- 3 2の質問に対しても、平成十六年十二月二十八日（火）午後一時から三の1の(二)の場所において閲覧に供して回答します。
- 五 入札執行の日時及び場所
- 1 日時
- 平成十七年一月十七日（月）午後一時
- 2 場所
- 三の2の(二)と同じ。
- 六 入札の方法等
- 1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。
- 2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 3 入札回数は、一回とします。
- 七 最低制限価格
- 八 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。
- 九 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - 2 虚偽の申請を行った者のした入札
 - 3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札
- 十 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金は、免除します。
- 契約保証金は、奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）第十九条に基づき納付してください。
- 十一 契約書の作成
- 十二 作成を要します。
- 十三 予定価格及び最低制限価格の額
- 1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、六一、一二四三、三五〇円です。
 - 2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、五〇、九一一、三五〇円です。
 - 3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。
- 十四 手続きの中止

入札参加者が二者以下のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。

十四 その他

詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二一一二五一〇七七一内線三二三六）まで問い合わせてください。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあつた政治団体の名称等を、同法第七条の一第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年十一月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

政治団体の名称 (その他の政治団体)	代表者の名 氏名	会計責任者の氏名 の 氏 名	主たる事務所の所在地 届出年月日
---------------------------	-----------------	-----------------------	-------------------------

新宮健一郎後援会	内橋裕和	松田由美子	松田由美子後援会
浅田善嗣	奥西芳三	森田強	森田由美子
新宮和子	樺原市五条野町一	樺原市白樺町一一	樺原市白樺町一一
○○一一三一	一六一五	二二一二四	月四日

合併反対派	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘	平成十六年十一月二十二日
合併賛成派	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘	三一九一六
たじりたくみ励ます会	堀井康弘	宮本真孝	奈良市登大路町一	平成十六年十一月二十四日
奥中義文と村政を語る会愛郷塾	奥中義文	奥中文子	山辺郡山添村伏拝	平成十六年十一月二十五日
松村ちゅうじ後援会	西村實	松村常太郎	香芝市白鳳台一一	平成十六年十一月二十六日
下田あきら後援会	中田修一	阪下三智男	香芝市西真美一一	平成十六年十一月二十六日
関よしひで後援会	福井繁満	船木利郎	香芝市穴虫一三七	平成十六年十一月二十六日
奈良県選挙管理委員会告示第九十六号	三	三	月二十六日	月二十六日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、次のとおり告示する。	平成十六年十一月八日	平成十六年十一月八日	平成十六年十一月二十六日	平成十六年十一月二十六日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田 中 義 雄

平成十六年十一月十日

												(政党の支部)	
												政治団体の名称	
												異動事項	
会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	異動事項	(その他の政治団体)		土地改良支部	自由民主党奈良県自動車整備支部	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	会計責任者	異動事項
窪田政倫	窪田剛久	三波多一一二八一	山添村滝実後援会	異動後			奈良市高畑町一	奈良市高天町三	奈良市高畑町一	奈良市高天町三	奈良市高畑町一	中森重寛	異動後
森中利也	北出清	字的野一〇〇二	山辺郡山添村大	異動前			大和郡山市額田部北町九七七一	奈良市南京終町	大和郡山市額田部北町九七七一	奈良市南京終町	奈良市南京終町	秋永昌穀	異動前
		平成十六年十一月一日	平成十六年十月一日	届出年月日			平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月一日	平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月一日	平成十六年十一月九日	平成十六年十一月四日	届出年月日

団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年十二月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名
自由民主党奈良県IIC支部	山下益広
解散年月日	平成十六年十一月一日

政治団体の名称	代表者の氏名
内橋裕和	平成十六年十一月七日
解散年月日	平成十六年十一月七日

奈良県選挙管理委員会告示第九十八号
(その他の政治団体)

奈良県選挙管理委員会告示第九十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金
管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとお
り告示する。

平成十六年十二月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

公職の候補者

生駒郡選挙区
一三、一八八人
山辺郡選挙区
三、一二二人
磯城郡選挙区
一三、六八一人
宇陀郡選挙区
一一、〇七七人

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

公職の候補者

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	奈良県選挙管理委員会
所 在 地	氏 名	委員長 田中義雄
届出年月日	届出年月日	平成十六年十二月十日

奈良県選挙管理委員会告示第九十九号	平成十六年十二月一日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
奈良県選挙管理委員会告示第百号	平成十六年十二月一日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
奈良県選挙管理委員会告示第百号	平成十六年十二月十日
奈良県選挙管理委員会	委員長 田中義雄
奈良県選挙管理委員会	平成十六年十二月十日

奥中義文	山添村議会	奥中義文と村政を語る会愛	山辺郡山添村伏拝七八一	奥中義文	平成十六年十一月二十五日
松田由美	檜原市議会	松田由美子後	檜原市白檜町一	松田由美	平成十六年十一月四日
議員	援会	松田由美子	松田由美	子	平成十六年十一月四日
郷塾					
一一一二四					

【定価】
一か月 千五百円
一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)
奈良市登大路町三〇

印 刷

株式会社 春 日

電話 ○七四二一三五一七二三二〇(代)
奈良市三条榮町九一八

本誌は再生紙を使用しています。